

千葉県議会基本条例（たたき台案）の 基本的な考え方について

本市議会のこれまでの議会改革の取組内容や成果を踏まえ、他の指定都市の議会基本条例を参考にして、たたき台案を作成した。

1 制定の趣旨

- (1) 本市議会は、平成20年9月に設置した議会改革協議会をはじめとして、これまで数次にわたり推進のための組織を設置し、議会改革に精力的に取り組んできた。

その中で、「基本理念」の決定や、質問方式の見直し、政治倫理条例・政務活動費の交付に関する条例や議員定数・議員報酬の検討、政策形成や災害対策フローの策定など、様々な分野にわたり議論し、数多くの重要な成果を着実に積み重ねてきており、それを数次の報告として取りまとめて市民に情報発信してきた。

- (2) 本市議会が目指す市民に開かれた議会を実現するためには、これまでの議会改革の取組の成果を、現時点ですべからく取りまとめて体系的に整理し見える化して、市民に分かりやすい形で提示し、市民の理解を深める必要がある。そして今後も、市民の意見や社会情勢などの変化を踏まえ、時代のニーズに応じた議会改革に取り組んでいく必要がある。

- (3) また、本市議会がその機能の強化を図り、市民に開かれた公正かつ公平な議会運営を行うためには、これまでの議会改革の取組を踏まえ、既存の議会関係の法令や例規に加えて、議会運営の理念やそれを具体化する制度、原則を定めておくことが必要である。

- (4) そこで、これまでの議会改革の取組の成果を分かりやすく市民に提示し確かなものとするとともに、二代表制の一翼を担う本市議会及び本市議会議員の役割等を明らかにし、議会及び議員に必要な理念や制度、原則などを定めることにより、本市議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に取り組むため、この条例を制定する。

なお、制定後の条例は、本市議会の最高規範となり、議会関係の法令や例規の解釈運用の基準として、今後の議会運営を導く根本的な指針となる。

2 構成について

- ・ 前文を置いて条例の制定の背景や議会の決意等を明らかにした上で、総則として、条例の目的・基本理念を定めた後、
 - ① 議会及び議員の役割及び活動原則
 - ② 議会運営
 - ③ 市民と議会との関係
 - ④ 議会と市長等との関係
 - ⑤ 議会の機能強化
 - ⑥ 議員の定数及び議員報酬等の6つの分野に分けて、これまでの議会改革の取組の成果を可能な限り盛り込んで、それぞれの理念や、それを具体化する制度、原則などを定めるほか、末尾に条例の最高規範性及び見直し等について定める。
- ・ なお、構成は、他の指定都市の議会基本条例とおおむね同様としている。

3 規定内容について

規定内容も、他の指定都市の議会基本条例に準じており、各章ごとの主な規定内容は、次のとおりである。

・ 前文

平成23年8月23日に「議会のあり方」検討協議会において決定した千葉市議会の「基本理念」に基づき、条例制定の背景や、条例制定に向けての本市議会の決意を明らかにする。

・ 第1章 総則

「条例の目的を「二代表制の一翼を担う議会及び議員の役割等を明らかにし、議会及び議員に必要な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与する」と定める」（第1条）
「基本理念として「議会は、市長等と独立かつ対等の関係にある議事機関であり、市長等に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を有し、市民の多様な意見等を把握し市政に反映し得る合議体として、市民自治の観点から、真の地方自治を実現する」と定める」
(第2条)

・ 第2章 議会の役割及び活動原則

「議会の役割として、①審議機能、②監視機能、③政策立案機能、④意思表明機能を定める」（第3条第1項）

「議会の活動原則として、①公正かつ公平な審議による意思決定、②開かれた議会運営・市民への説明責任、③議会改革への継続的な取組を定める」（同条第2項）

・ 第3章 議員の役割及び活動原則

「公選職として、議会活動を通じて市民の負託にこたえる使命を負う議員の活動原則として、①公正かつ誠実な職務執行、②議員間討議の活発化による審議の充実、③市民への説明責任、④不断の研さんによる資質の向上を定める」（第4条）

「政治倫理について、別に条例で定める」（第5条第2項）

「会派の結成及びその役割」（第6条）

・ 第4章 議会運営

「委員会における委員間討議の活発化」（第10条第2項）

「議員の質疑・質問に対し、答弁者から趣旨確認の発言ができる」
（第11条第2項）

「議員の質疑・質問（代表質疑・代表質問を除く）は、一括質疑（質問）方式又は一問一答方式を選択することができる」（同条第3項）

・ 第5章 市民と議会との関係

「請願者・陳情者のうち希望する者の意見陳述の実施」（第12条第2項）

「公聴会及び参考人制度等の活用」（同条第3項）

「広報及び広聴の充実」（第13条）

「本会議・委員会の公開及び会議録の公開」（第14条）

・ 第6章 議会と市長等との関係

「議決事件の追加」（第16条）

（これに伴い、「千葉市議会の議決すべき事件に関する条例」は廃止
（附則第2項））

※ 平成23年5月の地方自治法の一部改正により、同年8月1日から「基本構想」の策定義務がなくなるとともに、それを策定する場合に議会の議決を経るか否かも地方自治体の判断に委ねられた。

本市は、既に条例で「基本計画」の策定等を議決事件としているため、その上位に位置する「基本構想」の策定等についても、新たに議決事件に追加する案としている。

「積極的な政策の立案及び提言」（第19条）

- ・ **第7章 議会の機能強化**
 - 「地方自治法第100条の2に基づく学識経験者等による専門的事項に関する調査の積極的活用」(第21条)
 - 「政務活動費の交付について別に条例で定める」(第23条第2項)
 - 「災害対応」(第24条)
 - 「議会事務局及び議会図書室の強化」(第25条)

- ・ **第8章 議員の定数及び議員報酬等**
 - 「議員の定数は、議会の機能の確保及び市民意見の市政への反映に必要な議員数を考慮し、別に条例で定める」(第26条)
 - 「議員報酬及び期末手当は、議会の機能の十分な発揮及び幅広い人材が議員として活躍できる環境の整備の視点を踏まえ、別に条例で定める」(第27条)

- ・ **第9章 補則**
 - 「他の条例との関係(最高規範性)」(第28条)
 - 「条例の見直し等」(第29条)

- ・ **附則**
 - 「千葉市議会政務活動費の交付に関する条例」において1人会派を認めて交付対象としていることに伴う、同条例の改正までの間における政務活動費に関する規定(第23条第1項)の経過措置」(附則第3項)
 - ※ 「千葉市議会政務活動費の交付に関する条例」は、1人会派を認めないこととするため、別に改正する。

4 その他

- ・ 「臨時会の招集」(さいたま市・新潟市)、「議会報告会」(新潟市・名古屋市・堺市・北九州市)、「市民等との意見交換の場の設置」(静岡市)、「区行政への関与」(さいたま市・横浜市)、「議員連盟」(横浜市)は、特に条文化していない。

- ・ 相模原市・静岡市・浜松市・京都市・岡山市が「議会改革の推進」を単独の条文としているが、本市では議会の活動原則の中で定めている(第3条第2項第3号)(同様の規定ぶりは、札幌市・川崎市・横浜市・堺市・神戸市・広島市・北九州市)。

- ・ さいたま市・横浜市・京都市・堺市・神戸市が「研修・調査研究（議員の派遣を含む）」を単独の条文としているが、本市は、議会の役割（第3条第1項第3号）・議員の活動原則（第4条第4号）・会派の役割（第6条第2項第2号）の中で定めている（同様の規定ぶりは、川崎市・相模原市・名古屋市・岡山市）。

以上